

新潟県立自然科学館 6月の催し物

「プラネット・マーズ」～火星大接近～ 6月3日(日)～9月2日(日)

太陽系の第4惑星である「火星」が、今年の夏に接近します。昔は、タコのような火星人のイメージがありましたが、最近、南極で発見された隕石から生命の元となる痕跡らしきものが発見され、NASAが探査機で調査を始めました。このプラネタリウムでは、アニメによる物語のなかで、少しずつ明らかになる火星の様子や美しい夏の星空を紹介します。

★料金(幼児、障害者の方は無料です)

	大人	小・中学校
入館料	510円	310円
入館料+プラネタリウム	710円	410円

※6月は4日、11日、18日、19日、25日が休館日です。



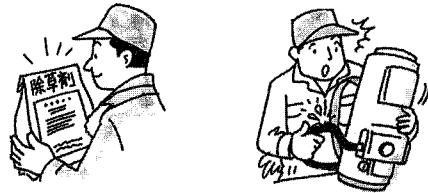
守ってますか?正しい管理・使い方  
農薬の誤使用に注意!

農業危害防止運動  
6月1日～30日

本格的な農作業シーズンを迎えたこの季節は、1年で最も農薬の使用が増える時期でもあります。農業従事者に限らず一般の方々も農薬の管理や取り扱いには十分な注意を払う必要があります。

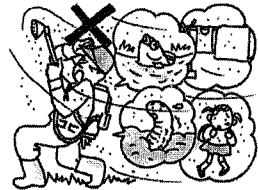
作業の前に

- 農薬のラベルを必ず読む
- 器具を点検・整備する
- 散布日の健康に注意する
- 三点セットを準備する(冷たいタオル、目薬、洗顔やうがい用の水)



作業中は

- 作業区域の周辺に気を配る
- 適切な保護具を着用する
- 異常を感じたら、すぐに手当を



作業を終えたら

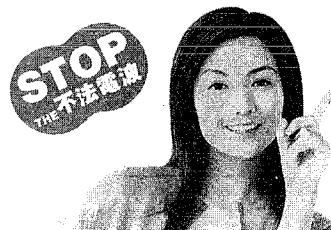
- 後始末はきっちりと
- 体や衣類をきれいに洗う
- 農薬は安全な場所に
- 「防除日記」をつける



「不法電波」をなくそう 電波利用保護旬間(6月1日～10日)

電波を正しく使用するために、「電波法」というルールがあります。しかし、ルールを守らない「不法無線局」から放射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどの放送受信機器や、消防・救急等の重要な無線通信への混信・妨害があつてを絶たない状況にあります。

私たちみんなの財産である電波、その良好な利用環境を守るため、「不法無線局」をなくし、電波を正しく使しましょう。また、電波に関するご相談は、信越総合通信局までどうぞ。

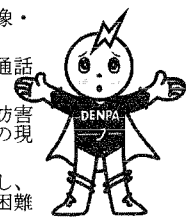


- ★無線設備への混信・妨害等に関するもの (電話 026-234-9976)
- ★ラジオ・テレビ等放送の受信障害に関するもの (電話 026-234-9991)
- ★その他の行政相談に関するもの (電話 026-234-9961)

? 「不法無線局」が及ぼす影響って、どんなことがあるの?

A 電波を利用するためには、原則として総務大臣の免許が必要です。免許を受けない「不法無線局」から放射された電波は次の事例のような障害を与え、重要無線通信を妨害します。

- テレビやラジオの画像・音声乱れる。
- 電話に雑音が入り、通話が困難になる。
- 消防・救急用無線を妨害し、消防車・救急車の現場到着が遅れる。
- 防災行政無線を妨害し、災害時の緊急通信が困難になる。



自衛官を募集します

7月に入隊する自衛官(2等陸・空士)を募集します。年は18歳以上27歳未満の男子です。

試験は6月13日(水)に自衛隊の新発田駐屯地で行います。

詳しいこと(申し込みの方法や聞きたいこと)は自衛隊加茂募集事務所(TEL 0256-52-5222)までお問い合わせください。



税務職員(税務大学校生)を募集します

国税局や税務署において、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するため、国税に関する調査や指導を行う税務職員の採用試験を次のとおり実施します。

1. 受験資格  
昭和56年4月2日から  
昭和59年4月1日に生まれたもの
2. 試験内容  
「第1次試験」教養試験、適正試験及び作文試験  
「第2次試験」人物試験及び身体検査
3. 受付期間  
6月20日(水)～6月27日(水)
4. 申込書類の請求・申し込み先、問い合わせ先  
新津税務署 総務課  
(〒956-8602 新津市善道町1-6-38 TEL 22-2151)

ひとりで悩まず、まず相談!

『更年期相談会』を開催します

新津保健所では、更年期の女性を対象に更年期特有の身体や心の悩み・問題に対して、婦人科医師及び精神科医師による個別相談会を開催します。

めまい・頭痛・尿失禁・不眠・イライラ・気分が落ち込む等、気になる身体・心の問題を解決するためお気軽にご利用ください。

1. 日時 ※時間はどちらも午後1時30分～3時30分  
第1回 平成13年6月29日(金)  
第2回 平成13年12月14日(金)
2. 会場  
新津保健所(新津市南町9番33号)
3. 申込み方法  
希望する相談日の前日の午後5時までにお申込ください。

申し込み・お問い合わせ先  
新津保健所 地域保健課 地域保健係  
電話 0250-22-5171

麻薬・覚せい剤・大麻・シンナーの乱用をなくそう!



今月は「河川・海岸愛護月間です」(6月1日～6月30日)

河川が地域住民の共有財産であるという認識の基に河川に対する理解と関心を深めるとともに河川を常に安全で適切に利用する気運を高め、住民と行政機関等による流域全体の良好な河川環境を積極的に創出していくため、6月を河川愛護月間として定め、河川愛護思想の普及と河川美化意識の高揚に努めています。

つきましてはこの期間中、土木事務所を中心に河川パトロール、河川・海岸清掃美化運動を実施いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。



水はみんなの大切な「資源」です